

令和7年度 EMS(デジタルタコグラフ)・ドライブレコーダー

導入促進助成金の手続きについて

◎「標準的な運賃」の運輸支局への届出が確認できない場合、
申請できない助成金

1. 助成対象期間

令和7年3月1日から令和8年2月末日までに装着及び支払い・リース契約、割賦販売契約が完了し、令和8年3月6日(必着)までに実績報告書が届いたものとします。

- * リース導入申請については、会員又はリース会社に助成金を支払うこととなるため、双方で確認の上申請してください。
- * 助成額については、1,000円未満切り捨てとなります。
- * 助成対象額には、送料、消費税、クーポンやポイントで支払った額は含まれません。

2. 助成対象となる装置等(詳細は要綱の別表をご確認ください)

装置名	導入条件
EMS (デジタルタコグラフ)	(公社)全日本トラック協会選定のもの (対象機器一覧参照)
ドライブレコーダー (運行管理連携型)	(公社)全日本トラック協会選定のもの (対象機器一覧参照)
ドライブレコーダー (標準型)	(公社)全日本トラック協会選定のもの (対象機器一覧参照)
ドライブレコーダー (簡易型・その他)	(公社)全日本トラック協会選定のもの 及び選定されていないものも可 (対象機器一覧参照)

3. 申請期間

- ◎導入前、導入後申請の受付は令和8年1月16日までとなります。
- ◎導入前申請後の実績報告書の提出期限については、令和8年3月6日(必着)までとなります。

- * 期間内であっても、予算に達した場合は受付を終了いたします。
12月～2月末日に導入予定の場合には、お早めに
様式2 導入前申請書をご提出いただき、予算の確保をお願いします。